

株主各位

第21回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

株式会社エンバイオ・ホールディングス

目 次

事業報告

業務の適正を確保するための体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要・・・・・・・・ 4

会社の支配に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

上記各事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(アドレス<http://enbio-holdings.com/ir>) に掲載することにより株主の皆さまに提供
しております。

(1) **業務の適正を確保するための体制**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は「エンバイオ・ホールディングスグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、社会倫理を優先させる行動をすよう周知徹底しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する重要な文書等は、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底することとしております。また、大規模な事故・災害等当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとしております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び監査役が出席する取締役会を原則月１回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとしております。さらに、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理するものとしております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ内の子会社におけるコンプライアンス推進を支援します。
- ・「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を所管する管理部と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施します。
- ・子会社の業務活動全般も内部監査担当者による内部監査の対象としており、併せてグループ一体となった内部統制の維持・整備に努めます。

- . 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。
 - ・ 子会社における業務執行状況及び決算などの財務状況を定期的に当社の取締役会で報告をするものとします。
 - ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - ・ 子会社のリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、当社がグループ全体のリスクの評価と対応の実施及びリスク管理体制の維持・整備に努めます。
 - 二. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ・ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については、その内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理部門担当取締役が監査役の意見を十分に検討し、必要に応じて人員を配置します。
- . 監査役を補助すべき使用人の人事異動については、監査役と管理部門担当取締役が協議し、決定します。
- ⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- 監査役を補助すべき使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施します。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制について
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の体制について
- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
 - ・ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

- . 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- ・ 当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとします。
 - ・ 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告します。
 - ・ 「内部通報規程」において、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社社内規程に従い処分を課します。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱い（降格、減給、解雇、派遣労働者の交代、労働者派遣契約の解除等）を禁止しております。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について
- 取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置します。
- ⑩ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- イ. 取締役及び使用人は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を高めるため、監査役の監査に協力します。
- . 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催し、また内部監査担当部門と連携を図り、効果的な監査業務を遂行します。
- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備について
- 当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従い、財務報告に係る具体的な内部統制の整備及び運用を定め、財務報告の信頼性及び適正性を確保します。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容について
- イ. 当社は、反社会的勢力への対応について、管理部を対応窓口として、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策実施マニュアル」を制定し、当社のステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことのチェックを指示し確認します。
- . 当社は、反社会的勢力についての理解を深め、関係を排除するための対応、毅然とした対応ができるよう、定期的に社内教育を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

「エンバイオ・ホールディングスグループ行動指針」を社内に掲示し、取締役及び使用人に遵守の徹底を図っております。また、コンプライアンスに係る教育を定期的の実施しており、基本的事項の再確認などコンプライアンス意識向上を図るとともに、顧問弁護士事務所を窓口とした内部通報体制を整備しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

リスク管理を適切に行うために「リスク管理規程」を制定し、取締役及び使用人に遵守の徹底を図っております。また、当社取締役会において、経営課題の把握、対応方法、各種リスクが顕在した場合の解決策について議論をするとともに、情報の共有化を図っております。

③ 業務執行の適正性や効率性の向上

取締役会は社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、社外監査役3名も出席しております。当事業年度に取締役会は13回開催し、「取締役会規程」に基づき上程された各議案についての審議、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされ決議されております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

連結子会社を含めた当社グループの業務を適正に確保するため、連結子会社に役員を派遣することで、各社の業務執行状況の把握に努めております。また、当社で毎月1回定例で開催される取締役会において、当社グループ各社の業務の執行状況について報告を受けております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役の情報収集の体制として、当社グループにおいて、重要な会議への出席、社長との意見交換の場を確保すること等に加え、取締役が決裁した社内稟議を監査役が閲覧することで、監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めております。また、内部監査室は当社の監査役と定期的に、内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,762,534	1,841,118	884,122	△66	4,487,708
当連結会計年度変動額					
新株予約権の行使	500	500			1,000
譲渡制限付株式報酬	23,450	23,450			46,900
親会社株主に帰属する 当期純利益			555,393		555,393
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	23,950	23,950	555,393	－	603,293
当連結会計年度末残高	1,786,484	1,865,068	1,439,516	△66	5,091,001

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	△73	△171,903	12,388	△159,588	697	－	4,328,817
当連結会計年度変動額							
新株予約権の行使							1,000
譲渡制限付株式報酬							46,900
親会社株主に帰属する 当期純利益							555,393
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△47,066	3,314	△2,520	△46,271	△392	5,148	△41,515
当連結会計年度変動額合計	△47,066	3,314	△2,520	△46,271	△392	5,148	561,777
当連結会計年度末残高	△47,139	△168,588	9,868	△205,860	304	5,148	4,890,594

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・ 連結子会社の数 11社

・ 連結子会社の名称

株式会社エンバイオ・エンジニアリング

株式会社エンバイオ・リアルエステート

株式会社土地再生投資

ソーラー年金株式会社

太陽光パーク2合同会社

ヴェガ・ソーラー合同会社

アルタイル・ソーラー合同会社

恩拜欧（南京）環保科技有限公司

Enbio Middle East FZE LLC

Enbio Lel Taqa FZC LLC

株式会社関東ミキシングコンクリート

当連結会計年度より、当社連結子会社である太陽光パーク2合同会社の子会社（孫会社）Enbio Middle East FZE LLC及びEnbio Middle East FZE LLCの子会社Enbio Lel Taqa FZC LLCを連結の範囲に含めております。

当社連結子会社である株式会社土地再生不動産投資は、2019年8月27日に株式会社土地再生投資へ商号変更を行っております。

② 非連結子会社の状況

・ 非連結子会社の数 1社

・ 非連結子会社の名称

Carbon & Volts Sdn.Bhd

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模でその総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・ 持分法適用の関連会社の数 1社

・ 関連会社の名称

江蘇聖泰実田環境修復有限公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用しない非連結子会社の数 1 社
- ・非連結子会社の名称

Carbon & Volts Sdn.Bhd

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法の適用範囲から除外しております。

- ・持分法を適用しない関連会社の数 0 社

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち恩拜欧(南京)環保科技有限公司、Enbio Middle East FZE LLC及びEnbio Lel Taqa FZC LLCの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法によっております。

- ・その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品……………移動平均法
- ・ 原材料……………移動平均法
- ・ 仕掛品……………個別法
- ・ 仕掛販売用不動産……………個別法
- ・ 販売用不動産……………個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、太陽光発電所に係る機械装置及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	4年～47年
機械装置及び運搬具	4年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）、契約関連無形資産については契約期間に基づいております。

③ 繰延資産の処理方法

開業費

定額法（5年）によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果の発生する期間にわたって均等償却を行っております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

工事請負契約に関する収益及び費用の計上基準

- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ・その他の工事
工事完成基準

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は連結納税制度を適用しております。

ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

二. 支払利息等の固定資産の取得原価への導入

有形固定資産の建設に関連する支払利息で建設期間に属するものについては、取得原価に算入しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当する事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	255,737千円
受取手形及び売掛金	145,193千円
たな卸資産	1,715,068千円
建物及び構築物	425,290千円
土地	514,913千円
機械装置及び運搬具	3,857,189千円
投資有価証券	288,392千円
計	7,201,784千円

② 担保に係る債務

短期借入金	42,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,388,650千円
長期借入金	4,885,330千円
計	6,315,980千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 703,179千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,571,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 135,600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行を中心とした借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的とした資金調達であります。一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権債務管理規程に従い、営業債権について管理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握することで、信用リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権・債務については、重要なものについては為替予約を利用する方針であります。また、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「デリバティブ管理規程」に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 現 金 及 び 預 金	2,981,043	2,981,043	－
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,355,957	1,355,957	－
(3) 投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券	297,387	297,387	－
資 産 計	4,634,388	4,634,388	－
(1) 買 掛 金	706,257	706,257	－
(2) 短 期 借 入 金	1,493,300	1,493,300	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,425,807	1,425,807	－
(4) 長 期 借 入 金	5,078,647	5,000,285	△78,361
負 債 計	8,704,012	8,625,651	△78,361
デリバティブ取引 (※)	(224,609)	(224,609)	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 その他有価証券

時価については取引所の市場価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借り入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
なお、金利スワップ特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	137,975千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「資産(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の連結子会社であります株式会社エンバイオ・リアルエステート及び株式会社エンバイオ・エンジニアリングでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルを有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
813,524千円	530,483千円	1,344,008千円	1,591,228千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、賃貸等不動産の購入及び保有目的の変更579,774千円であり、主な減少額は、賃貸等不動産の減価償却等49,290千円によるものであります。

3. 当連結会計年度末の時価は重要性のあるものについては不動産鑑定評価額、それ以外のものについては固定資産税評価額等を基に合理的に調整した価額を使用しております。

4. 当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は115,919千円、売却損益は一千円であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 743円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円74銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,762,534	1,672,534	162,146	1,834,680	△71,615	△71,615	△66	3,525,532
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	500	500		500				1,000
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	23,450	23,450		23,450				46,900
当 期 純 利 益					253,829	253,829		253,829
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純 額）								－
当期変動額合計	23,950	23,950	－	23,950	253,829	253,829	－	301,729
当 期 末 残 高	1,786,484	1,696,484	162,146	1,858,630	182,213	182,213	△66	3,827,261

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産 合 計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	-	△164,392	△164,392	697	3,361,837
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,000
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬					46,900
当 期 純 利 益					253,829
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	△44,803	3,156	△41,646	△392	△42,039
当期変動額合計	△44,803	3,156	△41,646	△392	259,689
当 期 末 残 高	△44,803	△161,235	△206,038	304	3,621,526

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・ 子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法によっております。
- ・ その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、太陽光発電所に係る機械装置及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
機械及び装置	19～20年
工具器具備品	5～10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	162,281千円
売掛金	36,521千円
投資有価証券	288,392千円
計	487,194千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	312,876千円
長期借入金	3,574,551千円
計	3,887,427千円

上記の他、銀行借入債務の担保として、子会社の現金及び預金の一部（73,375千円）、子会社の売上債権の一部（51,524千円）、子会社のたな卸資産の一部（31,644千円）並びに子会社所有の機械装置の一部（3,494,836千円）を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,265千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社エンバイオ・エンジニアリング	88,321千円
株式会社エンバイオ・リアルエステート	1,693,709千円
ソーラー年金株式会社	345,333千円
株式会社土地再生投資	406,200千円
計	2,533,564千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,479,931千円
② 長期金銭債権	4,136,568千円
③ 短期金銭債務	74,607千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

332,547千円

営業取引以外の取引高

103,535千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

68株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入額

100,433千円

関係会社株式評価損

91,822千円

繰延ヘッジ損益

65,529千円

税務上の繰越欠損金（注2）

23,302千円

その他有価証券評価差額金

18,209千円

未払事業税

4,454千円

その他

1,537千円

繰延税金資産小計

305,290千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額

△23,302千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△209,721千円

評価性引当額（注1）

△233,024千円

繰延税金資産合計

72,265千円

(注) 1. 評価性引当額に重要な変動はありません。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金※	—	255	1,472	4,431	2,961	14,182	23,302
評価性引当額	—	△255	△1,472	△4,431	△2,961	△14,182	△23,302
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
主 要 株 主	株 式 会 社 シ - ア - ル イ -	(被所有) 直接 19.4%	資本業務提携契 約の締結	設 備 の 取 得 (注1)	113,000	-	-

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	株 式 会 社 インバ・イオ・エンジニアリング	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理	連結納税個別 帰 属 額 (注2)	92,930	未 収 入 金	92,930
				経 営 管 理 (注3)	144,150	-	-
				配当金の受取 (注4)	88,000	-	-
				資 金 の 回 収	260,000	-	-
				債 務 保 証 (注5)	88,321	-	-
子 会 社	株 式 会 社 関東ミキシング・コンクリート	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理	資 金 の 回 収	328,000	短 期 貸 付 金	402,000
子 会 社	株 式 会 社 インバ・イオ・リアルエステート	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 経営管理	資 金 の 貸 付	254,800	短 期 貸 付 金	699,000
				資 金 の 回 収	252,000	-	-
				債 務 保 証 (注5)	1,693,710	-	-
子 会 社	株 式 会 社 土 地 再 生 投 資	所有 直接 60%	役員の兼任	債 務 保 証 (注5)	406,200	長 期 貸 付 金	150,000
				債 務 被 保 証 (注6)	150,000	-	-
子 会 社	ソ ー ラ ー 年 金 株 式 会 社	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導	債 務 保 証 (注5)	345,333	長 期 貸 付 金	220,000
子 会 社	太 陽 光 パ ー ク 2 合 同 会 社	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導	連結納税個別 帰 属 額 (注2)	107,536	未 収 入 金	114,993
				資 金 の 貸 付 (注7)	90,000	長 期 貸 付 金	3,766,568
				利 息 の 受 取 (注8)	85,307	-	-
				債 務 被 保 証 (注6)	3,574,350	-	-
				担 保 の 受 入 (注9)	3,619,736	-	-
子 会 社	Enbio Middle East FZE LLC	所有 間接 100%	役員の兼任 経営指導	関係会社株式 譲 渡 (注10)	94,023	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 設備の取得については、太陽光発電設備であり、取引金額は、年間の売電金額及び固定買取期間の売電金額を試算した結果、両社合意により決定しております。なお、取得した設備は第三者に売却し、賃借（リースバック）しております。
2. 連結納税個別帰属額は、当社の連結納税額計算に基づき配分しております。
3. 経営管理料については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。
4. 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき、合理的に決定しております。
5. 子会社の金融機関の借入に対して、債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
6. 当社の金融機関の借入に対して、債務保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。
7. 貸付取引に対する担保として、土地及び設備を受け入れております。
8. 貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。
9. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社の現金及び預金の一部、同社の売上債権の一部並びに子会社所有の機械装置の一部の担保提供を受けております。取引金額3,619,736千円は同社の現金及び預金の一部73,375千円、同社の売上債権の一部51,524千円並びに同社の機械装置の一部3,494,836千円であります。なお、保証料は支払っておりません。
10. 当社は、2019年8月24日付で関連会社Carbon & Volts Sdn. Bhd.の株式を子会社Enbio Middle East FZE LLCへ譲渡しております。なお、株式譲渡価格は両者協議の上で決定したものであります。
11. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 551円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円73銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。